

「日本ファンドレイジング協会認定講師」要綱

1. 趣旨

ファンドレイジング力向上のために、質が高く、倫理面、制度趣旨も理解している講師を当協会の認定講師とし、これによって、全国での研修レベルの底上げとリーダーの排出メカニズムを構築する。

2. 当協会認定講師の機能

認定講師による「認定ファンドレイザー研修体系」に関連した講義は原則として「日本ファンドレイジング協会認定研修」として認定ファンドレイザー及び准認定ファンドレイザー資格試験の受験資格となるポイントを付与することが可能となる。

3. 認定講師の条件

以下の条件のいずれかを満たしている当協会運営会員であり当人から申請のあった者。

- ① 当協会主催のファンドレイジング日本・各種セミナー・研究会において講師として登壇し、一定以上の参加者評価を得ている者（原則参加者評価平均4.0以上かそれに準じた内容を確認できた場合）であり、かつ当協会理事2名の推薦のある者
- ② 申請時に当協会理事・監事・事務局員
- ③ その他、特に協会が特に認定講師とすべき高い技能を有していると判断したもの

4. その他

認定講師がその肩書を名乗るのは、認定研修に関連する場面に限る

以上